

## 地区計画区域内における行為の届出の手續

地区計画が定められている地区で土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設などを行おうとする場合は、「届出」が必要です。

市では、届出内容を審査し、地区計画に適合している場合には、「適合通知書」を発行します。

適合していない場合は、設計の変更などの勧告を行います。

### (1) 届出の必要な行為

- 土地の区画形質の変更・・・土地区画の変更、切土・盛土などの造成
- 建築物の建築や工作物の建設・・・新築・増築・移転など  
(建築確認を要しない10㎡以内の増築、改築、門、塀の設置の場合も必要)
- 建築物などの用途の変更
- 建築物の形態意匠の変更

### (2) 届出の時期

届出の必要な行為に着手する日の30日前までに届出をしてください。

また、建築確認を必要とする場合は、建築確認申請前に届出をしてください。

### (3) 届出の書類

「届出書」と「添付図書」・・・各2部（委任状は1通）

行為の種類	図面	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	区域図	1/1000以上	
	設計図	1/100以上	
建築物の建築 工作物の建設 建築物などの 用途変更	位置図		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 位置がはっきり確認できること</li> <li>● 配置図には壁面後退距離を表示すること</li> <li>● 道路境界との間に植栽帯を設ける場合は、その位置と幅を表示すること</li> <li>● 広告物を設置する場合、表示面積、地盤からの高さを表示すること</li> <li>● 立面図には、外壁・屋根の色を表示すること</li> </ul>
	配置図	1/100以上	
	立面図(2面以上)	1/50以上	
	各階平面図	1/50以上	
	面積求積図	1/100以上	
	敷地断面図	1/100以上	
建築物などの 形態意匠の変更 広告物の設置	位置図		
	配置図	1/100以上	
	立面図(2面以上)	1/50以上	
共通	委任状(届出を代理人が行う場合に必要)		

#### (4) 適合通知書について

届出が当地区に定められている地区計画に適合している場合は、適合している旨の通知を行います。建築確認を必要とする建築については、申請の際、適合通知書の写しを添付してください。

#### (5) 届出書の提出先

葛城市役所 都市整備部 都市計画課  
〒639-2195 葛城市柿本166番地  
TEL 0745-69-3001 (代)

#### (6) 手続きの流れ

